

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-03

## 明治・大正期における大阪薬業界の変遷： 道修町薬業者の活動を中心として

安土, 昌一郎 / Yasushi, Shoichiro

---

(出版者 / Publisher)

法政大学イノベーション・マネジメント研究センター

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学イノベーション・マネジメント研究センター ワーキングペーパーシリーズ

(巻 / Volume)

217

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

23

(発行年 / Year)

2019-11-01

安土 昌一郎

---

明治・大正期における  
大阪薬業界の変遷

— 道修町薬業者の活動を中心として —

2019/11/01

---

No. **217**

Shoichiro Yasushi

---

Transition of the Japanese Pharmaceutical  
Industry in Osaka through Meiji and Taisho Era:  
Focused on Activities of Medicine Dealers  
in Doshomachi

November 1, 2019

---

No. **217**

明治・大正期における大阪薬業界の変遷  
— 道修町薬業者の活動を中心として —

要旨

本稿では、道修町の薬業者の活動を通して明治・大正期における大阪薬業界の変遷を考察する。業界発展の一要素として先進的な経営者の存在が挙げられる。そして、道修町はその典型的な地域であった。医薬品産業は研究開発型産業の代表であり、明治・大正期にその礎が築かれた。政府は医薬制度の基盤に西洋医療を採用し、それを普及させる為の施策を行った。これらに用いられる西洋薬品は高額でかつ輸入に頼らざるを得ず、供給の不安定さを抱えていた。大阪の薬業者も業態を変化させて環境への適応を試みた。その中で少数の業者が西洋薬品の輸入をいち早く手がけ、環境の変化に敏感に反応して製薬企業に成長し、業界の発展に貢献した。彼らの活動には教育機関の創立や、共同出資による企業設立も含まれている。また第一次世界大戦の勃発はドイツからの医薬品輸入を途絶させ、薬価の急騰と医薬品欠乏を招き、市場は大混乱に陥った。政府は医薬品の輸出規制および製薬事業の保護助成政策を打ち出したが、この決定には大阪の薬業者の関与があった。社史、業界誌等の分析により、彼らが医薬品産業の発達に貢献した過程を明らかにしている。

1. はじめに

医薬品産業は、明治期にはじまる近代の技術産業であり、その進化を測る上で社会経済史の側面からの研究が重要となる。本稿では、道修町の薬業者の活動を通して明治・大正期における大阪薬業界の変遷を考察し、彼らの、業界の発展を推し進めた活動について論じる。医薬品産業は研究開発型産業の代表であり、明治・大正期にその礎が築かれた。明治政府は医事および薬事制度を確立する際、その基盤にドイツ医学を採用した。その決定の背景に

はオランダ人教師と、幕府に雇用されていたオランダ人に指導された日本人医師の存在があった。その中の1人である長与専斎は医薬制度の基本方針「医制」を作成し、医師の資格制度や公衆衛生など、医療の近代化に向けた道筋を示した。加えて、流入する洋薬を検査する為の司薬場設置や、医薬品の規格書である日本薬局方公布も行われ、薬種商、製薬者などを規定する薬品営業並薬品取扱規則も制定されて、西洋医療を普及させる為の施策がなされた。

しかし、これら諸政策によって旧来の医療が速やかに一掃され、近代化が実現された訳ではない。明治期において西洋医療とそれに用いられる洋薬は高価であり、国民の多くは和漢薬や、漢方医による治療を模倣した民間医療やまじないの類に依存していた。また、ドイツ医学によって効果が証明されていなかった売薬を廃絶しようとする政府の施策が失敗に終わるなど、制度と現状の不一致も見られた。また株仲間解散による商業の混乱を防ぐ為、新たな同業組合が結成された。

一方大阪の状況を見ると、1870（明治3）年に医薬品の輸出入を目的とした薬種商社永久組が結成され、道修町の薬種商がこれに加入した。更に1872年には第一薬種商社が、1874年に薬種商組合が、1877年には開成組が結成されており、明治初期の混乱が窺える。また1882年に結成された薬種商仲買仲間はその後大阪薬種卸仲買仲間となり、1886年にはその内部で製薬組が結成され、1902年の大阪製薬同業組合設立へと繋がっていく。このような状況の下、薬業者も業態を変化させて環境への適応を試みた。しかしその中でも洋薬輸入をいち早く手がけ、環境の変化に敏感に反応して製薬企業にまで発展していった企業は少数である。

薬業者の活動は組合結成に留まらなかった。1888年、道修町の薬業者ら16人によって、薬品を検査し、検査証印紙によってその品質を保証する大阪薬品試験会社が設立されている。当時、衛生試験所は日本薬局方に記載された薬品に試験印紙を添付し、品質保証を行っていたが、これはその業務を補完

する役割を持っていた。加えて 1896 年、道修町の薬業者 21 人を発起人とした大阪製薬株式会社が設立されている。この 2 つの企業は大阪薬業界全体の信用向上に貢献した。

また、1914（大正 3）年に勃発した第一次世界大戦はドイツからの医薬品輸入を途絶させ、薬価の急騰と医薬品欠乏を招き、市場は大混乱に陥った。政府はこの状況に対応する為に臨時薬業調査会<sup>1</sup>を設けて医薬品の輸出規制および製薬事業の保護助成政策を打ち出したが、この時、大阪の薬業者も実業家という枠組みで調査会に参加していた。

道修町の薬業者に関する研究には、薬種商の集積と、その機能について同業者町研究及び産業集積研究の観点から「調整」能力について論じられたものがある（網島（2014））。また田邊五兵衛商店にフォーカスし、製薬技術史、産業史の観点から薬業者の活動を考察したものもある（松本（2009））。

同時期の薬業者は江戸から明治への大変動に適応し、規制への対応や新規事業を模索した。本稿では、社史、業界誌等を分析して産業の発達過程を把握し、そこに薬業者がどの程度貢献したのかについて明らかにする。

## 2. 明治・大正期の医薬品業界概況

本稿で取り上げる薬業者の活動目的および背景を明確にするため、当該期の医薬品業界の状況を確認する必要がある。

### （1）明治初期における政府の活動

1870（明治 3）年、政府はドイツ医学の導入を決定した。明治政府は日米修好通商条約改正の予備交渉および欧米の制度と文物を調査する為、岩倉具視を特命全権大使とする使節団を組織し、1871（明治 4）年から 1873 年にかけて欧米に派遣した。使節団はアメリカ、イギリス、ドイツ、オランダになどの国々を訪ねたが、この使節団に長与専斎が所属していた。明治以前、適塾に入門し、ポンペの下で西洋医学を学んで長崎県医学校の校長となった長与は、医療分野の調査を精力的に行った。

『医制百年史』によると、長与が特に関心を寄せたのが「サニタリー」「ヘルス」「ゲズンドハイツプレーゲ」等、英語やドイツ語の衛生に関する言葉だった。国民の健康保護を推進する目的を持った行政組織の存在と、衛生行政や公衆衛生という概念を認識した長与は1873（明治6）年に文部省医務局長に就任した。

そして1874年8月、医療行政制度の基本的な方針を示した「医制」が発布された。長与はこの医制の作成において大きな役割を果たした。4章76カ条からなる医制は、定められた趣旨を実現する法令を制定する為の訓令であった。これには衛生行政機構、西洋医学に基づく医学教育と医師開業免許制度、医薬分業など医療および衛生行政に関する幅広い事項が含まれていた（厚生省医務局編（1976）、11）。

西洋医療の普及を図った政府は「医制」発布によって医薬制度改革を推し進め、医療用医薬品に西洋医薬（以下洋薬と表記）が用いられることが決まった。以降、洋薬は恒常的な需要が見込まれるようになる。『大阪薬種業誌第三巻』によれば、明治前半期ではほぼ同量であった和漢薬と洋薬の取扱高は1876（明治9）年時点で洋薬の輸入額が全国で28万円、漢薬が25万円となっている（大阪薬種業誌刊行会編（1936）、94）。この時期には国産化も試みられたが品質の面で不十分であり、輸入で洋薬需要を賄っていた。1883（明治16）年、洋薬国産化を目的とした半官半民の大日本製薬会社が設立されたが、明治末年以降も洋薬の輸入品依存は続いた。

一方1875（明治8）年、「薬舗開業試験」制度が布達され、以後この試験に合格しない限りは新規開業、事業承継が出来なくなった。これについては後年、薬舗と薬種商が区別され異なる規定が設けられた。そして1886（明治19）年、国内における医薬品の品質企画書である日本薬局方の第一版が公布された。これにより、製薬事業の基盤が整備された。

## (2) 第一次世界大戦と医薬品国産化の動き

1914（大正3）年に勃発した第一次世界大戦の影響により交戦国であるド

イツからの輸入が途絶し、薬価の高騰と、医薬品の欠乏が起きた。世界大戦を契機として国産による自給体制を確立させる為、政府は医薬品の輸出規制と製薬事業の保護助成政策をとった。これが製薬事業者に発展の機会をもたらした。

表 1 化学工場製産品（医薬・売薬）生産額推移（単位：千円）

年	医薬＋売薬		
	大阪府	全国	大阪府の割合
1909（明治 42）年	2,794	7,166	39.0%
1914（大正 3）年	7,850	19,902	39.4%
1919（大正 8）年	15,557	39,375	39.5%
1920（大正 9）年	18,862	51,226	36.8%

※千円未満は四捨五入して表記。

出典）農商務大臣官房統計課編『工場統計表』各年分より作成。

工場統計表から作成した医薬及び売薬の生産額推移を表 1 に示す。1909 年から 1914 年および 1914 年から 1919 年にかけて、著しい伸びを見せている。なお本稿で焦点を置く大阪府の生産額推移を見れば、これもまた増加の一途をたどり、また全国の生産額におけるパーセンテージを見ても 36% 強を保っており、大阪薬業界の発展と活発さが窺える。以下、この明治・大正期に薬業者がどのような活動を行ったかを明らかにすることにより、彼らの果たした役割を考察していく。

### 3. 大阪道修町の変遷

#### (1) 道修町の興り

大阪薬業界の中心である道修町と、そこで活動した薬業者がいかに新たな



環境へ適応し、業界に貢献してきたかを明らかにするため、歴史的経緯を述べる。道修町の発祥は寛永年間（1624～1644年）に堺の商人小西吉右衛門が道修町1丁目に薬種屋を開いたこととされている。しかし道修町が現在の薬種業の町として知られるようになったのは1722（享保7）年以降のことである。

第八代将軍徳川吉宗が主導した享保の改革の中、幕府は10年間に渡って日本全国の薬草を調査し、薬用植物を栽培する為の薬園の整備を充実させ、薬草、人参の栽培を奨励し、流通する薬草の量と種類を大幅に増加させる事を試みた。

薬事政策と並行して1722年、薬種問屋の限定、価格維持、流通量の調査等、薬種の使用基準を規定し、流通体制の確立と整備に着手した。積極的な薬事行政の背景には、元禄から享保にかけての疾病の流行と、そこから生じる社会不安を軽減させようという意図があった。

幕府は江戸、駿府、京都、堺、大阪の薬種問屋の代表を江戸に集め、本草学者の丹羽正伯の指導の下、和薬種の検査方法と検査基準を設定させた。そしてこの時の参加者を代表として前述した5カ所に「和薬種改会所」を設立させ、各地から流入する和薬を検査させた。

和薬種改会所の設置に際し、道修町薬種屋仲間が124株の株仲間として公認され、1735（享保20）年、「道修町薬種中買仲間」と改称された。当時大阪には、既に輸入薬種の荷受問屋である唐薬問屋仲間と、彼らから薬種を仕入れて各地の薬種商に販売する道修町薬種屋仲間が成立していた。

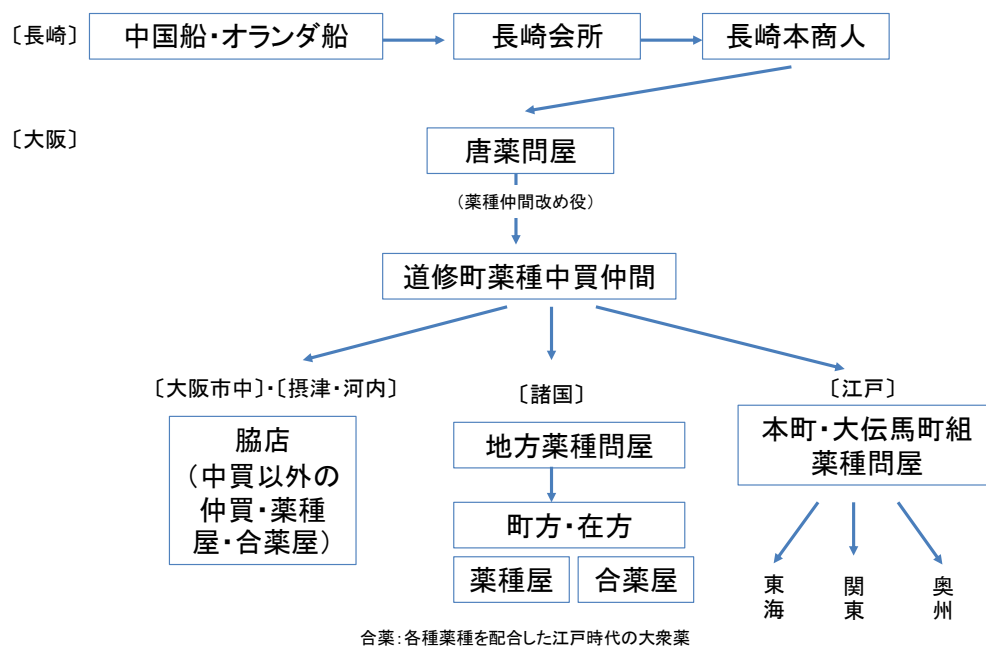
他業種の株仲間と同様、この道修町薬種屋仲間の結成も、商業の統制を図りつつ冥加金の名目で税収を得ようという幕府の意図が働いていたと考えられる。道修町薬種中買仲間は、輸入品である唐薬種を扱った。唐薬種は当初、長崎で長崎本商人と呼ばれた入札権を持つ商人が落札した後、大阪、京都、堺に送られていたが、18世紀の初めには荷受地が大阪のみとなった。

1730年頃から規制を逸脱した、あるいは贋造された唐薬種が流通するよう

になり，その取締りを図った幕府は 1748（寛延元）年，大阪の唐薬問屋の集荷独占権を法制化した。道修町薬種中買仲間が価格を決定し，容量を検査する作業を経なければ，制度上商品が市場に出る事は無くなった。その為，彼らは唐薬問屋からの実質的な購入独占権を持った。

和薬種改会所は 1738 年に廃止されたが，道修町薬種中買仲間は和薬種だけでなく唐薬種の専門家として，その技術力と彼らの持つ全国的な取引網が幕府に評価された。結果，唐薬種と和薬種の双方の品質を保証し適正価格を定め，全国に薬種を供給する役割を果たしてきた。

図 1 江戸時代の唐薬の流通経路



出典) 道修町資料保存会 (1997), 『くすりのまち道修町 展示パネル集』, 道修町資料保存会, 15 頁。

図 1 に江戸時代の唐薬の流通経路を示す。道修町薬種中買仲間を通して，全国に唐薬種が送られており，流通の独占が行われていたことが分かる。このように，江戸時代の薬種問屋は大きな責務を幕府から課される一方，その事業を保護されてきた。

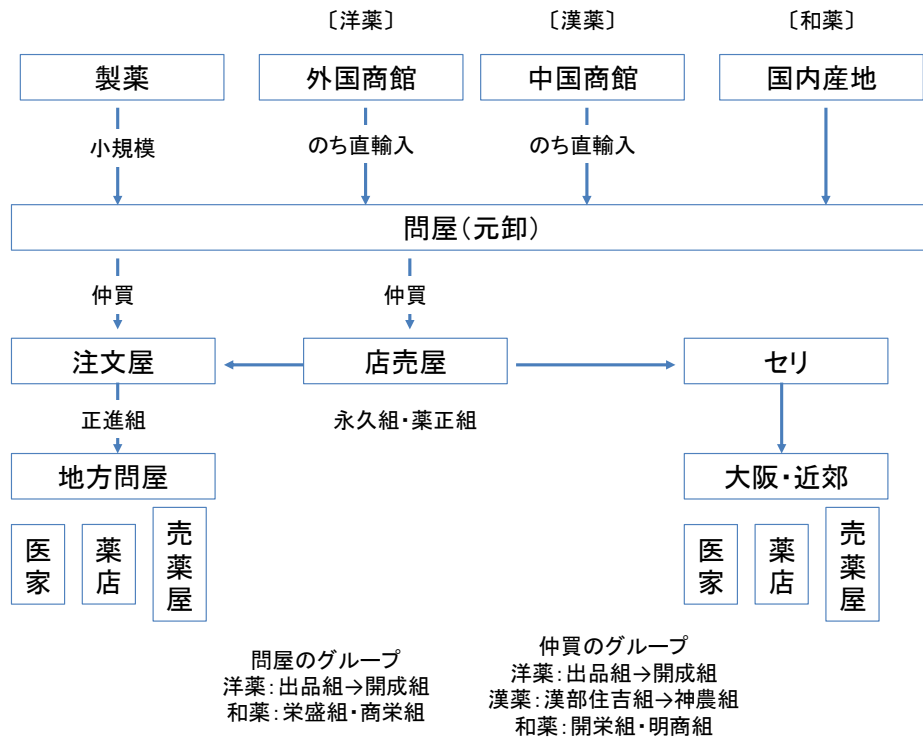
## (2) 株仲間解散から同業組合再結成

1868年（明治元）年3月、政府は株仲間の存続をひとまず認めたものの、同年5月には収税と勸業を目的として設置された機関「商法司」により「商法大意」が布達され、株仲間の人員制限と冥加金上納を廃止した。

株札に代わって新鑑札を公布し株仲間の解体を図ったが、この新鑑札によって江戸期以前より続いてきた株仲間の体制が維持されると考えた商工業者達が新規加入制限、価格、取引数量の独占的協定などを結んだ。この為、1872（明治5）年、政府は株仲間解散を布達した。これによって、株仲間は名実ともに解体された。横浜や神戸からの輸入が増加する中、明治維新で株仲間の特権も失った。

薬業界に限らず株仲間の解散は全国規模で断行され、これによって営業の自由の原則が社会経済に徹底されたが、その反面商取引の混乱を引き起こした。大阪府を例に挙げれば、遠隔地の商人に高価格で商品を発注し、荷が届いた時点で商況が遅滞している事を理由に安値での販売を要求したり、価格交渉が合意に達しなかった事で荷物の引き取りを拒絶したりといった事が横行した。この為大阪では同業組合を再結成するものが相次ぎ、1876年までに209の組合が結成された（宮本・粕谷編著（2009）、59）。

図 2 明治時代の薬品流通経路



出典) 道修町資料保存会 (1997), 『くすりのまち道修町 展示パネル集』, 道修町資料保存会, 16 頁。

株仲間解散後の医薬品流通経路を図 2 に示す。従来大阪道修町の薬業者が持っていた独占的な立場は消失し、後述する薬種商組合と、その内部の小グループが形成された。『大阪薬種業誌第二巻』に、薬業者がこの問題にどのように対応したかが記載されている。1874 (明治 7) 年 1 月, 「薬種商組合取締相立申度願」(大阪薬種業誌刊行会編 (1936), 565) で, 株仲間解散による取引の混乱を懸念し, 薬種商組合を組織して新たな規則を設定することを申請している。続いて同年 5 月, 商業組合未加入者への規則書提出命令と, 加入者, 未加入者問わず営業鑑札を申請するようにと通達している (大阪薬種業誌刊行会編 (1936), 730)。同書では更に, 商取引に抵触する早売りの自粛を薬種商取締が呼び掛けており (大阪薬種業誌刊行会編 (1936), 729), 道修町

の薬業者が株仲間解散に伴う自由化と、それが引き起こした混乱の收拾に努めていることが分かる。

『大阪薬種業誌第三巻』に、薬種商組合がその後とった行動が記載されている。同組合は薬種商問屋仲買仲間、薬種商卸仲買仲間と改称された。続いて1886（明治19）年、薬業者の間で製薬組が結成され、「製品ノ純良ヲ計リ決シテ價格ニ由テ粗悪品ヲ製出セサルハ勿論各種其容器ニ普通ノ重量ヲ記載シ其量目ヲ減ス可カラス」（大阪薬種業誌刊行会編（1936）、671）、「總テ自己ノ製品ハ必ス十分ナル試験ヲ遂ケタル後ニアラサレハ販賣ニ附ス可カラス」（大阪薬種業誌刊行会編（1936）、672）といった規約が定められ、医薬品製造の集団が組織化された。以上の流れを表2にまとめた。

表2 大阪薬業界の状況

1870（明治3）年	商社永久組・貿易商社三十五番組結成
1872（明治5）年	政府が株仲間解散を布達
1874（明治7）年	薬種商組合が設立
1880（明治13）年	薬種商問屋仲買仲間と改称
1884（明治17）年	薬種商卸仲買仲間と改称
1886（明治19）年	製薬組結成
1902（明治35）年	大阪製薬同業組合が設立

出典）道修町資料保存会（1997）、『くすりのまち道修町 展示パネル集』、道修町資料保存会、3頁および10頁より作成。

#### 4. 教育機関の設立

##### (1) 制度変更が引き起こした事業継続の危機

1875（明治8）年に布達され、翌年1月から施行された薬舗開業試験を含む制度については、その内容が『医制百年史資料編』に記述されている。「自今新ニ薬舗開業セント欲スルモノ及ヒ従來薬舗ノ子弟父兄ノ業ヲ相續シテ薬

舗主タランコトヲ欲スルモノハ左ノ試験ヲ經テ免狀ヲ受クヘキ事」(厚生省医務局編(1976), 362)と規定された。既存の業者には「但シ從來開業ノ薬舗主ハ試験ヲ要セス」(同書同ページ)と時間的猶予を与えているものの、事業承継に試験の合格を要することには変わりなかった。

この試験制度に対する道修町薬業者の反応が、『大阪薬種業誌第二巻』に記述されている。薬種商取締は「萬一其際落第等致候時は累代榮業之道を失忽ち破産可相成と誠に困難仕候」(大阪薬種業誌刊行会編(1936), 810)と、道修町薬種商の現状を説明し、「付ては右代換之内幼少之者且病身之者は傭人或は同姓之内年來榮業之者へ後見爲相勤度」(同書同ページ)といった当面の対応策を提案した。

それと共に「薬舗業研究之爲同業之子弟或は傭人等に至迄有志之者申合其學術に適する教師雇入」(大阪薬種業誌刊行会編(1936), 810-811)と、薬舗開業試験への対策を示し、「一同勉強追々成功之上開業候時は御試験奉受普く商業上に勉強候様仕度此段奉願上候」(大阪薬種業誌刊行会編(1936), 811)と、当面の営業活動の継続を申請している。

前述した薬種商取締からの提案は明治10年1月15日に行われたものであるが、同月24日にも同様の文書が送られており、その中に、「銘々精々勉強仕居候得共何分愚昧之者未だ成功にも不至今日の場合に至何共奉恐入候得共(中略)忽ち破産仕候義は素より家族養育も難相成候」(大阪薬種業誌刊行会編(1936), 812)と危機感を訴える記述が追記されている。薬舗開業試験の通過が彼らにとって困難であったことと、その合否が深刻な問題であったことが窺える。

## (2) 司薬研究所を設立し対応

試験制度の告知から2年経った1877(明治10)年2月、夜学設立に先立ち洋薬を取り扱う薬種商20人は開成組を結成した。『大阪薬種業誌第二巻』によれば、「洋薬品都て下等之品賣買致申間敷候事」「火薬に近き薬品類自宅にて製劑等致間敷候事」(大阪薬種業誌刊行会編(1936), 815)といった諸規則

を定めると共に、教育機関の設置およびその運営の具体案を挙げている。またその際、「夜學に及費用は同社之者より辨給可致」（大阪薬種業誌刊行会編（1936），816）と、運営費の負担者を明らかにしている。そして教育を受ける対象としては「銘々子弟或は雇使之者」（同書同ページ）「學生は藥舗同志之者に限る事」（大阪薬種業誌刊行会編（1936），829）と、明確に制限している。また「新に入學する者は當寄會所に來談可致事」（同書同ページ）と、入学時の手続きについても定められた。また受講者には出頭券なるものが与えられ、「出頭券無之人は昇堂不許」「出頭券は戸主之名義に限り他に貸與不相成事」（同書同ページ）と、登校時にも制約が課されていた。これらの規則からは、出資者の意向と利益を厳密に守ろうとする意図が窺える。表3に開成組の構成メンバーを示す。アンダーラインを引いた武田長兵衛，田邊五兵衛は後述する共同事業にも名を連ねている。

表3 開成組人名録

小西藤助、田畑利兵衛、 <u>武田長兵衛</u> 、塩野宗三郎、 <u>田邊五兵衛</u> 、長岡佐助、安達久七、福田清右衛門、夏目小三郎、谷口市兵衛、錦源兵衛、塩野直助、荒木萬兵衛、早矢仕寅吉、井上喜兵衛、山口庄兵衛、山本平助、野々村藤助、小西庄七、掛見助松
--

出典) 大阪製薬同業組合大阪製薬業史刊行会 編『大阪製薬業史第1巻』, 1943, 大阪製薬同業組合事務所, 106-107頁より作成。

設立した夜学では「薬舗創業之輩を教育するの本旨に付」（大阪薬種業誌刊行会編（1936），828）という設立目的に基づき，算術，物理学大意，化学大意，薬物学大意，処方学大意が教授された。この教育機関は司薬研究所と名付けられ，1877（明治10）年8月に開場届が提出された。

『大阪製薬業史第一巻』には，設立された司薬研究所の顛末が記述されている。道修町の薬種商寄合所を会場として始まったこの教育事業は，当初関

係者の子弟が多数入学したものの、業務の関係からか予期された程の成果を挙げなかった。更に「大阪府では十二年六月三十日天第百五拾七號を以て『薬舗並薬種商規則』を制定し布達」（大阪製薬同業組合大阪製薬業史刊行会編（1943），131）し、薬舗は医師の処方書に従い調剤するもの、薬種商は薬品売買のみ行うものとされた。

薬種商の営業に関しては「願出によつて鑑札を受け得らるゝことゝなつた」（大阪製薬同業組合大阪製薬業史刊行会編（1943），129）ことで、入学者が皆無となり、設立2年目で閉場した。しかし、「新薬業啓蒙時代において幾多の刺戟を與へた」（同書同ページ）との評価もある。夜学が閉場した後、1884（明治17）年に薬舗学校設立請願の建議を試みた記録が残っている（大阪製薬同業組合大阪製薬業史刊行会編（1943），256）。これは、当面の事業継続は叶ったが、だからといって現状を放置してよい訳ではないという薬業者がいたことを示している。そしてその動きを以下に述べる。

### (3) 教育事業の再構築

『大阪薬種業誌第四卷』には1903（明治36）年1月、「私立大阪薬学校建築ノ趣意」という項目で、「本校ハ設立以來歳ヲ閱スルコト拾五卒業生ヲ出スコト三百餘」（大阪薬種卸商組合編（1941），260）という記述が見られる。遅くとも1889年に私立学校が設立されていたことになる。

同書によれば、私立大阪薬学校新築世話掛には小野市兵衛、武田長兵衛、田邊五兵衛、塩野義三郎といった道修町の主立った薬種商が名を連ねている（大阪薬種卸商組合編（1941），261-262）。また1904（明治37）年3月の記述に「私立大阪薬学校ノ夜學部今般道修町三丁目三十五番屋敷エ移轉相成リ來ル四月ヨリ藥學士平山松治氏主幹ニテ開校相成ベク候」（大阪薬種卸商組合編（1941），276）というものがある。

この私立大阪大阪薬学校については『大阪薬科大学八十年史』に記述が見られる。「明治三十六年（一九〇三）四月、陸軍三等薬剤官で私立大阪薬学校の専任講師であった森小一郎氏は、同僚の西村徳蔵、勝田源次郎両氏の同意



を得て「大阪薬学講習会」を開講」（大阪薬科大学八十年史編纂委員会（1984），53）とある。また「講習会（薬業学校）は、しばらくの間大阪薬学校跡において、活動を続けていたようである。そして平山松治氏を中心とし、国友、森、西村氏の奔走、道修町薬種商塩野吉兵衛氏の篤志尽力により、東区道修町三丁目において、私立大阪道修薬学校の設立認可をみることになるのである」（大阪薬科大学八十年史編纂委員会（1984），54）ともある。この大阪道修薬学校が、やがて大阪薬科大学へと発展する。以上2資料で氏名が登場した平山松治は、後述する第一次世界大戦時に設置された臨時薬業調査会にも薬学博士の委員として参加している。大阪道修町の薬種商が調査会設置前に彼とコンタクトを取っていたという事実は、夜学研究所閉鎖以降も教育への熱意を維持し、教育事業継続の為の人材確保を模索していたことを窺わせる。

## 5. 共同事業による製造、品質管理と第一次世界大戦時の対応

### (1) 品質管理への取り組み

1886（明治19）年に第一版日本薬局方が公布されて以来、衛生試験所（国立医薬品食品衛生研究所の前身）は日本薬局方所定の医薬品に試験印紙を添付し、品質保証を行うようになった。しかし当時流通していた医薬品の多くは薬局方に記載されておらず、また新薬・新製剤が多数輸入されていた。これは試験印紙が添付されない商品が増えることを意味し、薬業者にとっても、国民の健康にとっても看過できないリスクになり得た。

この問題に対処する為、大阪薬種卸仲買仲間は1888（明治21）年、医薬品検査を目的とする組織の設立を可決する。同年、計14人（発起人13人＋後見人1人）を設立者とし有限責任大阪薬品試験会社が興された。表4に大阪薬品試験会社の設立発起人リストを示す。表3で登場した武田長兵衛、田邊五兵衛に加え、塩野義三郎、日野九郎兵衛がリスト入りしており、彼らは後の大阪製薬株式会社の設立発起人でもある。アンダーラインを引いた薬業者

は、後に臨時薬業調査会の委員となった。

表 4 大阪薬品試験会社設立発起人

田辺五兵衛、武田長兵衛、田畑利兵衛、小野市兵衛、乾利兵衛、乾利右衛門 (後見人)、塩野宗三郎、日野九郎兵衛、福田清右衛門、成尾安五郎、宗田友 治郎、塩野義三郎、大井ト新、小寺幸次郎
--

出典) 大日本製薬株式会社六十年史編纂委員会編『大日本製薬六十年史』,  
1957, 大日本製薬株式会社六十年史編纂委員会, 46-49 頁より作成。

『大日本製薬六十年史』に記述される所によれば、会社の業務は「広く公衆の需に応じ、薬品其の他の諸物品（理化学的試験の要あるもの）を試験し、其成績を報告し、又薬品の医用に適するものには検査証印紙を添付し、之が手数料を領する」（大日本製薬株式会社六十年史編纂委員会（1957）、50）こととされ、当時として最高水準の検査設備を備え、官営の衛生試験所と同等の精度で検査が可能であるとされた。1893（明治 26）年、株式会社として改組された。

また『大阪薬種業誌第三巻』には、大阪薬品試験会社の設立に際し各地方薬業者へ充てた広告文が記載されている。それによれば「同社設立ノ旨趣タルヤ方今我國民著シク進歩シ公利公益ノ事業一ニ政府ニ託スルノ陋見ヲ去リ續々民間ニ其舉行アルノ時ニ際シ獨リ薬品鑑定ノ事ニ至テハ依然トシテ從來ノ慣習ニ安シ永ク政府ニ依頼シテ（中略）元來薬品鑑定ノ事ハ薬業者ノ各自カラ執ル可キモノニシテ聞クカ如キハ歐米各國ニ於テモ薬品試験所ヲ官設セラルトノ例ナシ」（大阪薬種業誌刊行会編（1936）、752）と、民間による検査機関設立の意義と意気込みを表明している。

(2)検査に終わらず、製造へ

医薬品の検査機関が設立された後も、日本の製薬事業は十分に発展しなかった。医薬品の大部分は輸入に依存しており、僅かな国産品も品質が悪く、

激しい価格競争に晒され、不良薬品が横行した。1896（明治29）年、道修町の薬業者ら21名が設立発起人となり、優良医薬品の国産化を目指して大阪製薬株式会社を設立した。表5に大阪製薬株式会社の発起人リストを示す。アンダーラインを引いた薬業者は、臨時薬業調査会の委員である。

表5 大阪製薬株式会社設立発起人

日野九郎兵衛、宗田友治郎、小西久兵衛、乾利右衛門、小西儀介、小野市兵衛、田畑利兵衛、白井松之助、上村長兵衛、福田清右衛門、石津作次郎、 <u>武田長兵衛</u> 、谷山伊兵衛、春元重助、塩野吉兵衛、 <u>田辺五兵衛</u> 、小西喜兵衛、 <u>塩野義三郎</u> 、小寺幸次郎、七理清助、小磯吉人
--

出典)大日本製薬株式会社六十年史編纂委員会編『大日本製薬六十年史』,1957,大日本製薬株式会社六十年史編纂委員会,4-5頁より作成。

そして1898（明治31）年、1883（明治16）年に設立された半官半民の大日本製薬会社を吸収合併し、大日本製薬株式会社と改称した。その後1908（明治41）年、大阪薬品試験株式会社を吸収合併する。大阪薬品試験株式会社と大阪製薬株式会社は、医薬品の品質保証、および安定供給の役割を果たし、大阪で活動する薬業者の信用向上に貢献した。

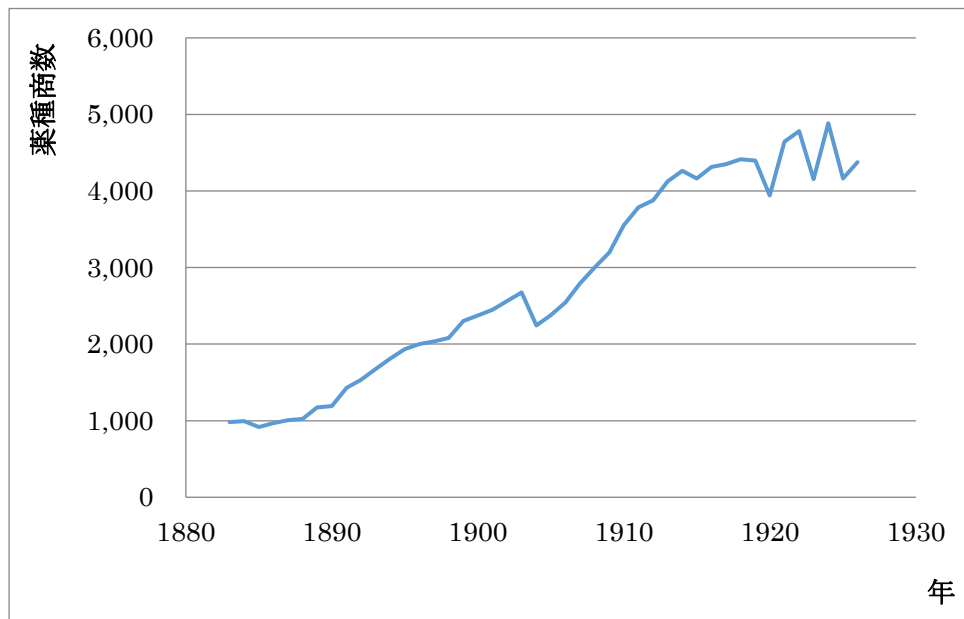
この大阪薬品試験株式会社の運営に関しては、『大阪製薬業史第一巻』に塩野義三郎名による田邊五兵衛（十二代）、武田長四郎（四代武田長兵衛）へあてた記念状の存在が示されている。「我薬品榮業者ハ尠カラサル不便ヲ感スルト同時ニ悉ク薬品ノ試験ヲ爲シ能ハサル結果粗悪品ヲ販賣スルノ悪弊出シコトヲ恐レタリ此時ニ當リ君ハ我薬品榮業者ノ爲ニ其ノ信用ヲ維持シ且ツ不便ヲ救ハンカ爲メ率先身ヲ挺シテ同志ト共ニ多大ノ資本ヲ抛チ」（大阪製薬同業組合大阪製薬業史刊行会編（1943）、916-917）という文面からは、薬業者個人の貢献と影響力の大きさが見て取れる。また五代武田長兵衛の追想『武田和敬翁追想』では「自分の所で製造しているとか、昔は道修町で製造屋で一

番古いのは田辺さんです。これは古うおました。それから塩野さんです。私の所では他の製造人から買って居りました」（武田和敬翁追想録編纂委員会編（1960），64）という記述があり，武田の2家に対する評価が見て取れる。

また上記で触れた田邊五兵衛商店は他商店との共同事業も行っている。1889（明治22）年頃から道修町の薬種商および製薬技術者らの協力を得てヨード抽出実験を始めた。ヨード製造に自信を持った十二代田邊五兵衛は，同じく早期から洋薬を取扱っていた武田長兵衛商店，塩野義三郎商店と共同で，1890年にヨード製造を目的とした合資会社廣業舎を設立した。工場は大阪市外の煉瓦工場跡に建設した。国内で収集した海藻からケルプを現地製造しヨードを抽出した。事業は順調に成長し，1893（明治26）年に社名を廣業合資会社と改称して工場を拡張して関連製品も製造し，明治末年には輸入品の防遏に成功した上，ヨーロッパ市場への輸出を実現した。

この廣業合資会社は1932（昭和7）年に広栄株式会社に合併されるが，その源流は1910（明治43）年，十二代田邊五兵衛らに設立された共同組合組織である廣榮組にあった。この廣榮組は食用に加え薬剤原料，溶剤原料として需要が増した酢酸を共同仕入し，過当競争を避ける為に設立された共販組合であり，武田長兵衛商店，塩野義三郎商店，春元竹三郎商店が関与している。第一次世界大戦勃発によって酢酸の需要が急増すると，廣榮組は解散され，酢酸製造を目的とした廣榮製薬株式会社が1917（大正6）年に設立された。この廣榮製薬株式会社は1926年に廣榮株式会社と改称され，現在も広栄化学工業株式会社として事業を継続している（田辺製薬株式会社編（1983），73-75）。

図 3 大阪府薬種商数の推移



出典) 大阪府編『大阪府統計書』より作成。

図 3 に、『大阪府統計書』から作成した薬種商数の推移を示す。ところどころ減少が見られるものの、全体として増加傾向を示している。前述した 2 会社の設立も、業界の発展、活性化を後押ししたものと考えられる。

### (3) 第一次世界大戦勃発による医薬品供給危機と薬業者の評価

1914 年 7 月に第一次世界大戦が勃発すると共に、ドイツからの医薬品輸入が途絶えて薬価が暴騰した。政府は「戦時医薬品輸出取締令」を緊急発令して医薬品の国外流出を防いだが、薬業者もまた行動を起こしている。『大阪製薬業史第二巻』によれば、彼らは 1914（大正 3）年 11 月、当時の内務大臣大隈重信に建言書を提出し、「政府ノ臨時機關トシテ此際速カニ薬業調査會ヲ設置セラレタキコト（中略）右薬業調査會ハ委員制ト為シ内務、大蔵、農商務各省ノ行政官、醫學者、薬學者、科學者及薬業家ヲ委員ニ擧ケラレタキコト」（大阪製薬同業組合大阪製薬業史刊行会編（1943），12）と、薬業に関わる人々を集め、医薬品の需給状況および製薬業奨励策を調査する団体設置を打診した。

政府はこれに応え、臨時薬業調査会を設けて対応策を練ることを決定した。まず 1914（大正 3）年 12 月の官報にて調査会の設置を告知し、その後委員に友田嘉兵衛が加わったことで、計 7 名が実業家代表として参加した。その内 4 名（田邊五兵衛，塩野義三郎，武田長兵衛，日野九郎兵衛）が道修町の薬業者である。彼らは大阪薬品試験会社および大阪製薬株式会社の設立発起人であった。表 6 に、『衛生局年報．大正四年』で記載されたメンバーリストを示す。各委員の所属を見ると、前述した建言書の内容が採用されていることが分かる。この内、実業家の代表者をアンダーラインで示す。

表 6 臨時薬業調査会メンバー（衛生局年報）

（一月一日現在）

< 委員長 >	内務次官 下岡忠治
< 幹事 >	内務技師 野田忠廣
< 委員 >	
工学博士 井上仁吉	<u>鹽原又策</u>
薬学博士 高橋三郎	工学博士 高松豊吉
医学博士 林春雄	薬学博士 近藤平三郎
医学博士 三宅秀	農商務省商工局長 岡實
薬学博士 丹羽藤吉郎	大蔵省主税局長 菅原通敬
医学博士 宇野朗	<u>友田嘉兵衛</u>
外務省通商局長 坂田重次郎	薬学博士 丹波敬三
医学博士薬学博士 長井長義	医学博士 鈴木孝之助
内務省参事官 山田準次郎	薬学博士 池口慶三
<u>田邊五兵衛</u>	衛生試験所技師薬学博士 平山松治
<u>鹽野義三郎</u>	<u>日野九郎兵衛</u>
薬学博士 朝比奈泰彦	<u>武田長兵衛</u>
衛生試験所技師薬学博士 田原良純	内務省衛生局長 中川望
<u>福原有信</u>	内務技師 野田忠廣

出典) 内務省衛生局編『衛生局年報．大正四年』，1917，内務省衛生局，20-22 頁より作成。

この4名は全て薬種問屋である。製薬を本業とする薬業者ではなく、製薬事業を営む問屋が同調査委員会の実業家代表となったことは、網島（2014）でも指摘されている（網島（2014）, 50-51）が、これは実業家が創業当初の目的でなく、大阪薬業界に果たした貢献の大きさによって評価された結果である。また、この内の塩野義三郎は調査会設置前の1911（明治44）年から、委員に選出された薬学博士の近藤平三郎と交流を図り（根本（1964）, 106）、製薬事業への技術指導を受けている（塩野義製薬株式会社編（1978）, 98）。また二代塩野義三郎の弟長次郎が1907（明治40）年に（堀内（1933）, 3）、五代武田長兵衛の弟二郎が1911（明治44）年に（武田二郎博士追想録編纂委員会編（1961）, 309）にそれぞれ東京帝国大学医学部薬学科を卒業している。また武田二郎は「長井長義先生の教室で、研究生活を続け」（武田二郎博士追想録編纂委員会編（1961）, 4）たという記述が残されている。こうした経緯も、道修町の薬種商らが委員に選出された一因であると考えられる。

1915（大正4）年にはタール系医薬品およびアルカロイドからなる「製薬指定医薬品」を製造する製薬企業に対する損失補償と、払込株金の8%に達するまでの利益配当保証を10年間供与することで医薬品製造を推奨する「染料医薬品製造奨励法」を制定した。1917（大正6）年には交戦国の所有する特許権を消失させると共に製造者に対する権利を保証する「工業所有権戦時法」を公布した（日本薬史学会編（2016）, 83）。

これらと並行して、医薬品の製造を奨励する為、衛生試験所に臨時製薬部を設けて医薬品の試作とその成果を官報によって公表し、国内製薬業者への指導を行った。薬業者の活動が政府の行動に影響を与え、それが医薬品業界の活性化に繋がった。

## 6. おわりに

道修町の薬業者達は組合再結成、規制当局との折衝などを行い、新制度に適應する基盤を築いた。中でも、道修町の薬種業者に大きな影響を与えた薬

舗開業試験については、交渉のみならず試験通過の為の教育機関設立において重要な役割を果たした。最初に設立された司薬研究所については期待された成果を挙げる事が出来なかったが、その後の品質管理、ひいては開発、製造を推進するきっかけとなった。

また大阪薬品試験会社、大阪製薬株式会社の設立により医薬品品質確保、製造技術の向上に貢献した。教育事業についても司薬研究所の後、活動を続けて業者側の知識普及に努め、結果として現代まで残る教育機関の設立に繋がった。

第一次世界大戦時の臨時薬業調査会に道修町の薬業者らが実業家代表として列席できたのは、こうした諸活動の結果と言える。また、調査会の設置自体が薬業者からの建議によるものだった。少数の先見的な薬業者が制度の変化に積極的に対応し、制度自体にも影響を与え、業界の改善と発展に努めたことが明らかとなった。

#### 参考文献

網島聖（2014）、「戦間期の同業者町における取引関係と「調整」の変化——

1914～1940年の大阪・道修町の医薬品産業を事例に」、『地理学評論』、87(1)、38-59頁。

大阪府（1883-1926）、『大阪府統計書』、大阪府。

大阪薬種業誌刊行会編（1936）、『大阪薬種業誌第二巻』、大阪薬種卸仲買商組合事務所。

大阪薬種業誌刊行会編（1936）、『大阪薬種業誌第三巻』、大阪薬種卸仲買商組合事務所。

大阪薬種卸商組合編（1941）、『大阪薬種業誌第四巻』、大阪薬種卸商組合事務所。

大阪製薬同業組合大阪製薬業史刊行会編（1943）、『大阪製薬業史第一巻』、大阪製薬同業組合事務所。



大阪製薬同業組合大阪製薬業史刊行会編（1943），『大阪製薬業史第二巻』，大阪製薬同業組合事務所。

大阪薬科大学八十年史編纂委員会（1984），『大阪薬科大学八十年史』，大阪薬科大学。

厚生省医務局編（1976），『医制百年史』，株式会社ぎょうせい。

厚生省医務局編（1976），『医制百年史資料編』，株式会社ぎょうせい。

塩野義製薬株式会社編（1978），『シオノギ百年』，塩野義製薬株式会社。

大日本製薬株式会社六十年史編纂委員会編『大日本製薬六十年史』（1957），大日本製薬株式会社。

武田和敬翁追想録編纂委員会編（1960），『武田和敬翁追想』，武田薬品工業株式会社。

武田二郎博士追想録編纂委員会編（1961），『武田二郎博士追想』，武田薬品工業株式会社。

武田二百年史編纂委員会編（1983），『武田二百年史（本編）』，武田薬品工業株式会社。

武田二百年史編纂委員会編（1983），『武田二百年史（資料編）』，武田薬品工業株式会社。

田辺製薬株式会社編（1983），『田辺製薬三百五年史』，田辺製薬株式会社。

道修町資料保存会（1997），『くすりのまち道修町 展示パネル集』，道修町資料保存会。

道修町資料保存会（2007），『くすりのまち道修町 企画展示パネル集』，道修町資料保存会。

道修町文書保存会（1993），『道修町文書目録一近世編一』，道修町文書保存会。

内務省衛生局編（1917），『衛生局年報．大正四年』，内務省衛生局。

西川隆（2010），『くすりの社会誌 人物と時事で読む 33 話』，薬事日報社。

日本薬史学会編（2016），『薬学史事典』，薬事日報社。

根本曾代子（1964），『藤園回想』，藤園会。

農商務大臣官房統計課編（1922），『大正九年工場統計表』，経済産業省工業統計アーカイブス，

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/archives/index.html>，

[2019年6月2日](#)接続。

堀内佐太郎編（1933），『四十九年：故塩野長次郎追懐録』，堀内佐太郎。

松本和男（2009），「大阪・道修町の製薬産業史：3世紀続く田辺製薬（株）を事例として」，『化学史研究』，36(2)，105-106頁。

宮本又郎・粕谷誠編著（2009），『講座・日本経営史1 経営史・江戸の経験』，ミネルヴァ書房。

---

<sup>i</sup> 大正3年『官報』では臨時薬業調査委員会，大正3年『衛生局年報』では臨時薬業調査委員会，大正4年『衛生局年報』では臨時薬業調査会，大正5年『衛生局年報』では臨時薬業調査会，大正8年『衛生局年報』では臨時薬業調査委員会，『大阪製薬業史』では臨時薬業調査会，『薬学史事典』では臨時薬業調査会とそれぞれ表記され，時期および資料により異なる。本稿では「臨時薬業調査会」と表記する。



本ワーキングペーパーの掲載内容については、著編者が責任を負うものとします。

**法政大学イノベーション・マネジメント研究センター**  
**The Research Institute for Innovation Management, HOSEI UNIVERSITY**

〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1  
TEL: 03(3264)9420 FAX: 03(3264)4690  
URL: <http://riim.ws.hosei.ac.jp>  
E-mail: [cbir@adm.hosei.ac.jp](mailto:cbir@adm.hosei.ac.jp)

(非売品)  
禁無断転載